○上尾伊奈資源循環組合職員の分限に関する条例

令和５年４月１２日条例第２８号

上尾伊奈資源循環組合職員の分限に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２８条第３項及び第４項並びに第２９条の２第２項の規定に基づき、職員（条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員（以下この条及び第６条において「条件付採用期間中の職員等」という。）を除く。以下同じ。）の意に反する降任（法第２８条の２第１項の規定による降任を除く。第２条及び第６条において同じ。）、免職及び休職の手続及び効果、失職の特例並びに条件付採用期間中の職員等の分限に関し定めるものとする。

（降任、免職及び休職の手続）

第２条　任命権者は、法第２８条第１項第２号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第２項第１号の規定に該当する者として職員を休職する場合においては、医師２人以上を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

２　職員の意に反する降任、免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

（休職の効果）

第３条　法第２８条第２項第１号の規定に該当する場合における休職の期間は、３年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。

２　任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

３　法第２８条第２項第２号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第４条　休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

（失職の特例）

第５条　任命権者は、拘禁刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情

状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

２　前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、当該取消しの日にその職を失う。

（条件付採用期間中の職員等の分限）

第６条　任命権者は、条件付採用期間中の職員等が次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、その意に反してこれを降任し、又は免職することができない。

(1)　勤務実績がよくない場合

(2)　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3)　前２号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(4)　職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

２　前項各号のいずれかに該当するものとして条件付採用期間中の職員等を降任し、又は免職する場合においては、その旨を記載した書面を当該条件付採用期間中の職員等に交付して行わなければならない。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年２月１０日条例第１号）

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日（令和７年６月１日）から施行する。